

令和2年度 認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

1 目 的

研修対象者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 実施主体 山梨県（研修の実施運営は、山梨県社会福祉協議会）

3 日 時

第1日目： 令和2年 12月 10日（木） 午前9時20分～12時

第2日目： 12月 11日（金） 午前10時30分～午後5時

現場体験： 12月 14日（月）～令和3年 1月15日（金）の内1日

4 場 所

- 講義・演習：山梨県福祉プラザ 4階大会議室（甲府市北新1-2-12）
- 現 場 体 験：受講者決定後に、別途現場体験先事業所等について通知する。

5 受講対象者

- 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者になることが予定される者。
- 受講者が勤務している事業所又は代表者になることが予定されている事業所において、現場体験での受講生受け入れが可能であること。（別紙1「令和2年度 認知症対応型サービス事業開設者研修における現場体験について」を参照してください。）

6 受講定員 10名

7 申込み

受講希望者は、別添申込書に記入の上、事業所所在地（開設予定の場合は開設予定地）の市町村に提出し、市町村からの推薦書を併せて、市町村から山梨県社会福祉協議会・福祉人材研修課へ申し込むものとする。

- 受付開始日：令和2年 9月14日（月）
- 締 切 日：令和2年10月 9日（金）
- 申 込 先：山梨県社会福祉協議会・福祉人材研修課
（〒400-0005 甲府市北新1-2-12 TEL：055-254-8610）

※ 郵送（締切日必着）又は持参してください（FAXは不可）。

※ 申込開始前に申込みをしても受付できませんので、予め御了承ください。

8 受講決定

申込者多数の場合は、受講対象者の要件を満たし、かつ本研修受講の必要性が高い順に受講決定とする。

なお、受講の可否については、11月中旬頃、山梨県社会福祉協議会又は山梨県健康長寿推進課から事業所及び市町村へ通知する。

9 参加費

4,200円（支払期日厳守） ※支払期日は受講決定時に通知します。

10 日程

別紙のとおり

11 留意事項

(1) 本研修は（介護予防）小規模多機能型居宅介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護の指定要件となっており、各サービスの代表者又は代表者になることが予定される者には本研修の修了が義務付けられています。

(2) 次の研修修了者は、すでに必要な研修を修了しているものとみなされますので、新たに本研修を受講する必要はありません。

- 認知症介護実践研修（実践者研修又は実践リーダー研修）
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修
- 痴呆介護実務者研修
- 認知症介護指導者研修
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

(3) 本研修を受講することにより、地域密着型サービス事業所の指定基準等を満たす必要がある等特別な事情がある場合、申込書の備考の欄にその旨記載してください。

(4) 研修当日の遅刻・早退・欠席は認められません。

(5) 本研修の修了者については、当研修（現場体験を含む）の受講を通じて、

- ・ 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ・ 今後の事業所運営に関して取り組みたいこと

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出するものとします。

(6) 新型コロナウイルス等の感染拡大防止や大雪等の天候悪化のため、やむを得ず本研修を延期又は中止等することがあります。開催状況については、山梨県社会福祉協議会のホームページに掲載しますので、受講前に確認をしてください。

(7) 研修当日は、受講者自身でマスクを用意し着用をお願いします。また、発熱や咳などの風邪症状や強い怠さがある場合には出席をお控えください。

山梨県社会福祉協議会ホームページ : <http://www.y-fukushi.or.jp/>

<参考>

平成 18 年 3 月 31 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長及び老人保健課長連名通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(解釈通知) 抜粋

指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第65条）

①指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。

なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。

※指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者についても同趣旨